

# 第15回検討会の議論のまとめと 今後の方針

# 1. 初診からのオンライン診療の取扱い等について

## (1) 前回の検討会での意見

### ① 初診からのオンライン診療に必要な医学的情報について

- どのような情報であれば認められるかについては、細かい規定を設けるのではなく、医師や患者のリテラシーを信頼した上で、医師と患者の合意の中で決めるべきではないか。
- 事務局案として挙げられたもののほか、いわゆる「お薬手帳」も有用ではないか。
- PHRを含め、今後は患者が情報を持っている場合も増えていくと考えられるので、引き続き検討して、幅広く認めていくという方向性が必要ではないか。
- 過去の医学的情報について、どの程度過去のものが認められるかという観点は必要であり、目安は示していく必要があるのではないか。
- 患者が自ら管理している健診結果や過去の検査値、服薬歴等もオンライン診療に活用できる場合があるため、患者の医学的情報は限定せず幅広い範囲を想定すべきではないか。
- かかりつけ医のいない健康な若者等の医療アクセスを担保する観点から、初回のオンライン診療の前に患者本人と医師でやり取りして、患者の医療履歴や基礎疾患等の情報が把握でき、医師と患者双方がオンライン診療が可能であると判断した場合にはオンライン診療を認めることも考えられるのではないか。

### ② 初診からのオンライン診療の安全性の担保について

- 特に自費診療の領域において、不適切と考えられるオンライン診療を正すことができる仕組みについて、厚生労働省は検討する必要があるのではないか。
- 研修を受けずにオンライン診療を実施する医師がいることなど、ルールを守れていない医療機関があることは問題ではないか。
- 美容医療での不適切なオンライン診療の広告については対応が必要ではないか。
- 処方できる医薬品に一定の制限を加える必要はあるのではないか。
- 日本医学会連合が作成した「初診からのオンライン診療に適さない症状・医薬品のリスト」については、本検討会においても取り上げるべきではないか。
- オンライン診療に適する疾患や、医師・患者の同意などの議論も必要ではないか。

# 1. 初診からのオンライン診療の取扱い等について

## (2) 規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定。下線は事務局が追記)

- a. オンライン診療・服薬指導については、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、現在の時限的措置を着実に実施する。
- b. 医療提供体制におけるオンライン診療の果たす役割を明確にし、オンライン診療の適正な実施、国民の医療へのアクセスの向上等を図るとともに、国民、医療関係者双方のオンライン診療への理解が進み、地域において、オンライン診療が幅広く適正に実施されるよう、オンライン診療の更なる活用に向けた基本方針を策定し、地域の医療関係者や関係学会の協力を得て、オンライン診療活用の好事例の展開を進める。
- c. 情報通信機器を用いたオンライン診療については、初診からの実施は原則、かかりつけ医による実施(かかりつけ医以外の医師が、あらかじめ診療録、診療情報提供書、地域医療ネットワーク、健康診断結果等の情報により患者の状態が把握できる場合を含む。)とする。  
健康な勤労世代等かかりつけ医がない患者や、かかりつけ医がオンライン診療を行わない患者で上記の情報を有さない患者については、医師が、初回のオンライン診療に先立って、別に設定した患者本人とのオンラインでのやりとりの中でこれまでの患者の医療履歴や基礎疾患、現在の状況等につき、適切な情報が把握でき、医師・患者双方がオンラインでの診療が可能であると判断し、相互に合意した場合にはオンライン診療を認める方向で一定の要件を含む具体案を検討する。その上で、対面診療との関係を考慮し、診療報酬上の取扱いも含めて実施に向けた取組を進める。



## (3) 今後の方針(案)

- 前回の意見や規制改革実施計画を踏まえて、以下の点について今後検討してはどうか。
  - ・ 初診からのオンライン診療に必要な医学的情報の詳細、適さない症状・医薬品の処方等
  - ・ 上記(2)c)における「オンラインでのやりとり」の取扱いの詳細や実際の運用
  - ・ 初診・再診を問わず、医師・患者の同意や、不適切な事例への対応等、安全性・信頼性の担保に関するその他の論点

## 2. オンライン診療の推進について

### (1) 前回の検討会での意見

#### ① 医療提供体制におけるオンライン診療の役割について

- オンライン診療を、医療の中の一つの手段として、適した疾病や患者に対して良い医療を提供するものを進めていくことが重要ではないか。
- 米国においては、血液検査等を含む一連の診療における対面部分のみをオンライン診療に置き換える等の運用もあり、日本でもより柔軟に運用する余地はあるのではないか。
- オンライン診療は、物理的な距離の問題を解決することに利点があるため、2次医療圏に限らず、広い範囲で認め、活用していくべきではないか。
- オンライン診療を行う医療機関が増加していないことについて、要因を明らかにすべきではないか。
- オンライン診療が通院の継続のために役に立つ場合があるのではないか。
- それぞれの専門分野において、オンライン診療をどのように活用するかといった提言やガイドラインが作られるよう、大学病院を含め、より幅広い医療機関においてオンライン診療が活用されるようにすべきではないか。
- オンライン診療をきっかけにかかりつけ医を持つことも重要ではないか。
- オンライン診療システム提供者と通信キャリアが提携することにより、通信キャリア毎にアクセスできる医療機関が限定され、患者のフリーアクセスが阻害される可能性があることから、オンライン診療システムとして汎用サービスも認めるべきではないか。

#### ② 社会のデジタル化について

- オンライン診療で用いるシステムの質の担保については、システム提供者の業界内において取り組んでいく必要があるのではないか。
- 海外でのオンライン診療の進展等を踏まえ、諸外国に遅れをとることのないように、オンライン診療を含む遠隔医療を正しく推進できるような施策が重要ではないか。
- デジタルヘルスを進めて行くという議論の中で、米国のようなセキュリティ基準を設けるのかどうかも含めて議論する必要があるのではないか。

## 2. オンライン診療の推進について

### (2) 規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定。下線は事務局が追記)

- a. オンライン診療・服薬指導については、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、現在の時限的措置を着実に実施する。
- b. 医療提供体制におけるオンライン診療の果たす役割を明確にし、オンライン診療の適正な実施、国民の医療へのアクセスの向上等を図るとともに、国民、医療関係者双方のオンライン診療への理解が進み、地域において、オンライン診療が幅広く適正に実施されるよう、オンライン診療の更なる活用に向けた基本方針を策定し、地域の医療関係者や関係学会の協力を得て、オンライン診療活用の好事例の展開を進める。
- c. 情報通信機器を用いたオンライン診療については、初診からの実施は原則、かかりつけ医による実施(かかりつけ医以外の医師が、あらかじめ診療録、診療情報提供書、地域医療ネットワーク、健康診断結果等の情報により患者の状態が把握できる場合を含む。)とする。  
健康な勤労世代等かかりつけ医がいない患者や、かかりつけ医がオンライン診療を行わない患者で上記の情報を有さない患者については、医師が、初回のオンライン診療に先立って、別に設定した患者本人とのオンラインでのやりとりの中でこれまでの患者の医療履歴や基礎疾患、現在の状況等につき、適切な情報が把握でき、医師・患者双方がオンラインでの診療が可能であると判断し、相互に合意した場合にはオンライン診療を認める方向で一定の要件を含む具体案を検討する。その上で、対面診療との関係を考慮し、診療報酬上の取扱いも含めて実施に向けた取組を進める。

### (3) 今後の方針(案)



- 前回の意見や規制改革実施計画を踏まえて、以下の点について今後検討してはどうか。
  - ・ 医療提供体制におけるオンライン診療の役割について
  - ・ 上記(2)bにおける「オンライン診療の更なる活用に向けた基本方針の策定」について
- オンライン診療に限らずネットワークにおける医療情報の取扱い等について、社会のデジタル化の進展に合わせて整理していく必要があるのではないか。

# 3. まとめ

## 今後の方針(案)

○ 前回の意見や規制改革実施計画を踏まえて、以下の点について今後検討してはどうか。

### 1. 初診からのオンライン診療の取扱いについて

- 初診からのオンライン診療に必要な医学的情報の詳細
- 規制改革実施計画における「オンラインでのやりとり」の取扱いの詳細や実際の運用
- 初診からのオンライン診療に適さない症状・医薬品等

### 2. オンライン診療の推進について

- 医療提供体制におけるオンライン診療の役割について
- 規制改革実施計画における「オンライン診療の更なる活用に向けた基本方針の策定」について

### 3. その他、オンライン診療の安全性・信頼性に関する事項

- 初診・再診問わず、医師・患者の同意や、不適切な事例への対応等、安全性・信頼性の担保に関するその他の論点